

(改正後)

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について(平成 12 年老企第 41 号)

(改正前)

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について(平成 12 年老企第 41 号)

改正後	改正前
<p>第一 届出項目について</p> <p>居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、<u>介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所</u>(以下「事業所・施設」という。)から届出を求める項目は、居宅サービス単位数表、居宅介護支援単位数表、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 21 号)別表(以下「施設サービス単位数表」という。)、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成 12 年厚生省告示第 30 号。以下「特定診療費単位数表」という。)、<u>介護予防サービス介護給付費単位数表、介護予防支援介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表</u>の中で、介護給付費の算定に際して、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 事前に都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出なければならないことが告示上明記されている事項</li><li>② 都道府県知事又は市町村長に対する届出事項として特に規定されているものではないが、<ul style="list-style-type: none"><li>・ 介護支援専門員が居宅サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する</li><li>・ <u>介護予防支援事業所の職員が介護予防サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する</u></li><li>・ 審査支払機関及び保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う</li></ul></li></ul> <p>上で必要な事項とし、<u>居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及</u></p>	<p>第一 届出項目について</p> <p>居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設(以下「事業所・施設」という。)から届出を求める項目は、居宅サービス単位数表、居宅介護支援単位数表、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 21 号)別表<u>第一</u>(以下「施設サービス単位数表」という。)並びに別表<u>第二</u>(以下「食費算定表」という。)及び厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成 12 年厚生省告示第 30 号。以下「特定診療費単位数表」という。)の中で、介護給付費の算定に際して、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 事前に都道府県知事に届け出なければならないことが告示上明記されている事項</li><li>② 都道府県知事に対する届出事項として特に規定されているものではないが、<ul style="list-style-type: none"><li>・ 介護支援専門員が居宅サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する</li><li>・ 審査支払機関及び保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う</li></ul></li></ul> <p>上で必要な事項とし、(別紙 1)「介護給付費算定に係る体制等状況</p>

び介護保険施設については、(別紙 1)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」(以下「体制状況一覧表」という。)、介護予防サービス事業所及び介護予防支援事業所については、(別紙 1 - 2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防サービス・介護予防支援)」(以下「体制状況一覧表」という。)、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所については、(別紙 1 - 3)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)」(以下「体制等一覧」という。)に掲げる項目とする。

第二 (別紙 2)「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(指定事業者用)」の記載要領について

- ① 「届出者」及び「事業所・施設の状況」については、事業所・施設の指定(許可)申請の際、記載した事項を記載させること。
- ② 「法人の種別」については、申請者が法人である場合に、その種別を記載させること。
- ③ 「法人所轄庁」については、申請者が認可法人である場合に、その所轄官庁の名称を記載させること。
- ④ 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」については、複数の出張所(以下「サテライト事業所」という。)を有する場合は、適宜欄を補正し、全てのサテライト事業所の状況について記載させること。
- ⑤ 「実施事業」については、該当事業欄に○印を記載させること。
- ⑥ 「異動等の区分」については、今回届出を行う事業所・施設の異動の別(1 新規・2 変更・3 終了)について記載させること。
- ⑦ 「異動項目」については、体制状況一覧表で選択した項目をそのまま記載させること。
- ⑧ 「特記事項」については、変更の届出を行う際、変更内容がわかるよう変更前の状況と変更後の状況の詳細を記載させること。

第三 (別紙 3)「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(基準該当事業者用)」の記載要領について

- ① 「届出者」及び「事業所の状況」については、基準該当サービス事業所の登録申請の際、記載した事項を記載させること。
- ② 「市町村が定める率」については、全国共通の介護報酬額に対して市町村の判断により定める支給基準の上限を百分率(〇〇〇%)で

一覧表」(以下「体制状況一覧表」という。)に掲げる項目とする。

第二 (別紙 2)「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(指定事業者用)」の記載要領について

- ① 「届出者」及び「事業所・施設の状況」については、事業所・施設の指定(許可)申請の際、記載した事項を記載させること。
- ② 「法人の種別」については、申請者が法人である場合に、その種別を記載させること。
- ③ 「法人所轄庁」については、申請者が認可法人である場合に、その所轄官庁の名称を記載させること。
- ④ 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」については、複数の出張所(以下「サテライト事業所」という。)を有する場合は、適宜欄を補正し、全てのサテライト事業所の状況について記載させること。
- ⑤ 「実施事業」については、該当事業欄に○印を記載させること。
- ⑥ 「異動等の区分」については、今回届出を行う事業所・施設の異動の別(1 新規・2 変更・3 終了)について記載させること。
- ⑦ 「異動項目」については、体制状況一覧表で選択した項目をそのまま記載させること。
- ⑧ 「特記事項」については、変更の届出を行う際、変更内容がわかるよう変更前の状況と変更後の状況の詳細を記載させること。

第三 (別紙 3)「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(基準該当事業者用)」の記載要領について

- ① 「届出者」及び「事業所の状況」については、基準該当サービス事業所の登録申請の際、記載した事項を記載させること。
- ② 「市町村が定める率」については、全国共通の介護報酬額に対して市町村の判断により定める支給基準の上限を百分率(〇〇〇%)で

記載させること。例えば、全国共通の介護報酬額と同じ場合は、「100%」と記載させ、全国共通の介護報酬額より5%減じる場合は、「95%」と記載させることになる。

なお、市町村が前記の率を設定し、あるいは変更した場合は、(別紙4)「基準該当サービスに係る特例居宅介護サービス費、特例介護予防サービス費、特例居宅介護サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給に係る上限の率の設定について」により届出を求めるものとする。

- ③ 「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(指定事業者用)」と同様であるので、第二の②から⑧までを準用されたい。

#### 第四 (別紙3-2)「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者用)(介護予防支援事業者用)」の記載要領について

- ① 「届出者」及び「事業所の状況」については、地域密着型サービス事業所又は介護予防支援事業所の登録申請の際、記載した事項を記載させること。
- ② 「市町村が定める単位の有無」については、市町村の判断により定める単位の有無別(1有・2無)について記載する。
- ③ 「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(指定事業者用)」と同様であるので、第二の②から⑧を準用されたい。

#### 第五 体制状況一覧表の記載要領について

##### 1 各サービス共通事項

- ① 「地域区分」は、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成12年厚生省告示第22号)に規定する地域区分をいい、事業所の所在する地域の地域区分を記載させること。
- ② 「割引」については、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、夜間対応

記載させること。例えば、全国共通の介護報酬額と同じ場合は、「100%」と記載させ、全国共通の介護報酬額より5%減じる場合は、「95%」と記載させることになる。

なお、市町村が前記の率を設定し、あるいは変更した場合は、(別紙4)「基準該当サービスに係る特例居宅介護(支援)サービス費(特例居宅介護(支援)サービス計画費)の支給に係る上限の率の設定について」により届出を求めるものとする。

- ③ 「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(指定事業者用)」と同様であるので、第二の②から⑧を準用されたい。

#### 第四 体制状況一覧表の記載要領について

##### 1 各サービス共通事項

- ① 「地域区分」は、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成12年厚生省告示第22号)に規定する地域区分をいい、事業所の所在する地域の地域区分を記載させること。
- ② 「割引」については、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護又は介護老人福祉施設を実施する事業所又は施設が、居宅サービス単位数表及び施設サービス単位数表に定める額より低い額で介護

型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を実施する事業所又は施設が、居宅サービス単位数表、施設サービス単位数表、介護予防サービス介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表に定める額より低い額で介護サービスを実施する場合に、「あり」と記載させること。

なお、割引を「あり」とした場合は、その割引の率等の状況が分かる(別紙 5)「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」又は(別紙 5 - 2)「地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」を添付させることとし、また、割引の率等を変更した場合も当該別紙により届出を求めるものとする。

- ③ 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」で設備等に係る届出を行う場合は、当該施設又は設備等の状況が分かる(別紙 6)「平面図」を添付させること。
- ④ 「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」で人員配置の状況に係る届出を行う場合は、(別紙 7)「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を添付させること。なお、各事業所・施設において使用している勤務割表(変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表)等により、届出の対象となる従業員の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び職種ごとの配置状況等が確認できる場合は、当該書類をもって添付書類として差し支えない。
- ⑤ 訪問介護、訪問看護、通所介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問看護、介護予防通所介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護で、サテライト事業所がある場合には、サテライト事業所分について別業にして記載させること。

## 2 訪問介護

- ① 「施設等の区分」については、事業所の運営規程において定める「指定訪問介護の内容」に従って記載させること。例えば、指定訪問介護の内容を身体介護中心型に限定する場合は「身体介護」を、

サービスを実施する場合に、「あり」と記載させること。

なお、割引を「あり」とした場合は、その割引の率等の状況が分かる(別紙 5)「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」を添付させることとし、また、割引の率等を変更した場合も当該別紙により届出を求めるものとする。

- ③ 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」で設備等に係る届出を行う場合は、当該施設又は設備等の状況が分かる(別紙 6)「平面図」を添付させること。
- ④ 「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」で人員配置の状況に係る届出を行う場合は、(別紙 7)「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を添付させること。なお、各事業所・施設において使用している勤務割表(変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表)等により、届出の対象となる従業員の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び職種ごとの配置状況等が確認できる場合は、当該書類をもって添付書類として差し支えない。
- ⑤ 訪問介護、訪問看護又は通所介護で、サテライト事業所がある場合には、サテライト事業所分について別業にして記載させること。

## 2 訪問介護

- ① 「施設等の区分」については、事業所の運営規程において定める「指定訪問介護の内容」に従って記載させること。例えば、指定訪問介護の内容を身体介護中心型に限定する場合は「身体介護」を、

指定訪問介護の内容を限定しない場合は「身体介護」「生活援助」「通院等乗降介助」のすべてを記載させること。

② 「特別地域加算」については、事業所の所在する地域が厚生労働大臣が定める地域(平成 12 年厚生省告示第 24 号)及び厚生労働大臣が定める地域第 6 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(平成 12 年厚生省告示第 54 号)に該当する場合に、「あり」と記載させること。

③ 「特定事業所加算」については、厚生労働大臣が定める基準(平成 12 年厚生省告示第 25 号。以下「25 号告示」という。)第 1 号イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は「加算Ⅲ」と記載させること。なお、(別紙 10)「特定事業所加算に係る届出書(訪問介護事業所)」を添付させること。

### 3 訪問入浴介護

「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2 ②を準用されたい。

### 4 訪問看護

① 「施設等の区分」については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第 60 条第 1 項第 1 号に規定する事業所の場合は「訪問介護ステーション」を、第 2 号に規定する事業所の場合は「病院又は診療所」と記載させること。

② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2 ②を準用されたい。

③ 「緊急時訪問看護加算」、「特別管理体制」及び「ターミナルケア体制」については、(別紙 8)「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。

### 5 訪問リハビリテーション

「施設等の区分」については、病院又は診療所の場合は「病院又は診療所」を、介護老人保健施設の場合は「介護老人保健施設」と記載させること。

### 6 通所介護

① 「施設等の区分」については、厚生労働大臣が定める施設基準(平成 12 年厚生省告示第 26 号。以下「26 号告示」という。)第 1 号イに該当する場合は「小規模型事業所」と、同号ロに該当する場合

指定訪問介護の内容を限定しない場合は「身体介護」「生活援助」「通院等乗降介助」のすべてを記載させること。

② 「特別地域加算」については、事業所の所在する地域が厚生労働大臣が定める地域(平成 12 年厚生省告示第 24 号)及び厚生労働大臣が定める地域第 6 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(平成 12 年厚生省告示第 54 号)に該当する場合に、「あり」と記載させること。

### 3 訪問入浴介護

「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2 ②を準用されたい。

### 4 訪問看護

① 「施設等の区分」については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第 60 条第 1 項第 1 号に規定する事業所の場合は「訪問介護ステーション」を、第 2 号に規定する事業所の場合は「病院又は診療所」と記載させること。

② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2 ②を準用されたい。

③ 「緊急時訪問看護加算」及び「特別管理体制」については、(別紙 8)「緊急時訪問看護加算・特別管理体制届出書」を添付させること。

### 5 訪問リハビリテーション

① 「施設等の区分」については、病院又は診療所の場合は「病院又は診療所」を、介護老人保健施設の場合は「介護老人保健施設」と記載させること。

### 6 通所介護

① 「施設等の区分」及び「人員配置区分」については、単独型通所介護費が算定される事業所の場合は「単独型」及び「一般型」と、併設型通所介護費が算定される事業所の場合は「併設型」及び「一

は「通常規模型事業所」、同号ハに該当する場合は「療養通所介護事業所」と、それぞれ記載させること。

- ② 「大規模事業所」については、26 号告示第 2 号に該当する事業所の場合に「該当」に記載させること。
- ③ 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に「対応可」と記載させること。
- ④ 「個別機能訓練体制」については、事業所が同一の日の異なる時間帯に 2 以上の単位(指定居宅サービス基準第 93 条に規定する指定通所介護の単位をいう。以下同じ。)を行う場合にあつては、配置の状況を指定通所介護の単位ごとに記載するのではなく、事業所としての配置状況を記載させること。例えば、2つの指定通所介護の単位を実施している事業所にあつて、一方の指定通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置し、もう一方の指定通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置していない場合については、「あり」と記載させること。
- ⑤ 「入浴介助体制」については、浴室部分の状況がわかる「平面図」を添付させること。
- ⑥ 「若年性認知症ケア体制」については、居宅サービス単位数表注 8 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「栄養マネジメント」については、居宅サービス単位数表注 9 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑧ 「口腔機能向上体制」については、居宅サービス単位数表注 10 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑨ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 93 条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。  
なお、職員の欠員とは、指定通所介護の単位数ごとの 1 月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。

般型」と、認知症専用単独型通所介護費が算定される事業所の場合は「単独型」及び「認知症型」と、認知症専用併設型通所介護費が算定される事業所の場合は「併設型」及び「認知症型」と、それぞれ記載させること。

- ② 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に「対応可」と記載させること。
- ③ 「機能訓練指導體制」については、事業所が同一の日の異なる時間帯に 2 以上の単位(指定居宅サービス基準第 93 条に規定する指定通所介護の単位をいう。以下同じ。)を行う場合にあつては、配置の状況を指定通所介護の単位ごとに記載するのではなく、事業所としての配置状況を記載させること。例えば、2つの指定通所介護の単位を実施している事業所にあつて、一方の指定通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置し、もう一方の指定通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置していない場合については、「あり」と記載させること。
- ④ 「入浴介助体制」及び「特別入浴介助体制」については、浴室部分の状況がわかる「平面図」を添付させること。なお、「特別入浴介助体制」については、いわゆる特別浴槽の状況がわかる書類(写真、仕様書又は説明書等)を併せて添付させること。
- ⑤ 「送迎体制」については、実際に利用者に対して送迎が可能な場合に記載させること。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、「人員配置区分」で「認知症型」が選択されている事業所で看護職員(看護師又は准看護婦師をいう。以下同じ。)又は介護職員に欠員が生じた場合は、「一般型」を選択し、欠員職種等の記載は要しないこと。「一般型」を選択した上で、なお指定居宅サービス基準第 93 条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。

## 7 通所リハビリテーション

- ① 「施設等の区分」については、指定居宅サービス基準第 111 条第 1 項に規定する事業所のうち病院又は診療所の場合は「通常規模の医療機関」と、第 1 項に規定する事業所のうち介護老人保健施設の場合は「介護老人保健施設」と、第 2 項に規定する診療所の場合は「小規模診療所」と、それぞれ記載させること。
- ② 「大規模事業所」については、26 号告示第 3 号に該当する事業所の場合に「該当」に記載させること。
- ③ 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、6 ③を準用されたい。
- ④ 「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、6 ⑤を準用されたい。
  
- ⑤ 「若年性認知症ケア体制」については、居宅サービス単位数表注 9 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「栄養マネジメント」については、居宅サービス単位数表注 10 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「口腔機能向上体制」については、居宅サービス単位数表注 11 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑧ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 111 条に規定する員数を配置していない場合に、その該当する職種を記載させること。

なお、複数の指定通所介護の単位を実施している場合に、実施する指定通所介護の単位のうち、いずれか1つの通所介護の単位に欠員が生じた場合は「職員の欠員による減算の状況」には、欠員該当職種を記載させること。例えば、2つの指定通所介護の単位を実施している事業所であって、一方の指定通所介護の単位では基準を満たしているが、もう一方の指定通所介護の単位で介護職員に欠員がある場合は「介護職員」と記載させること。

## 7 通所リハビリテーション

- ① 「施設等の区分」については、指定居宅サービス基準第 111 条第 1 項に規定する事業所のうち病院又は診療所の場合は「通常規模の医療機関」と、第 1 項に規定する事業所のうち介護老人保健施設の場合は「介護老人保健施設」と、第 2 項に規定する診療所の場合は「小規模診療所」と、それぞれ記載させること。
- ② 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、6 ②を準用されたい。
- ③ 「入浴介助体制」及び「特別入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、6 ④を準用されたい。
- ④ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6 ⑤を準用されたい。
- ⑤ 「個別リハビリテーション提供体制」については、厚生労働大臣が定める施設基準(平成 12 年厚生省告示第 26 号。以下「26 号告示」という。)第 2 号に該当する場合は「対応可」と記載させること。なお、届出に当たっては、(別紙 9)「個別リハビリテーション届出書」を添付させること。
  
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 111 条に規定する員数を配置していない場合に、その該当する職種を記載させること。

なお、職員の欠員とは、指定通所リハビリテーションの単位ごとの1月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。

## 8 福祉用具貸与

「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2 ②を準用されたい

## 9 短期入所生活介護

① 「施設等の区分」については、指定短期入所生活介護事業所であって指定居宅サービス基準第 140 条の 4 第 1 項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所でないもののうち、指定居宅サービス基準第 121 条第 2 項又は第 4 項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定短期入所生活介護事業所のうち、指定居宅サービス基準第 121 条第 2 項又は第 4 項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

なお、指定居宅サービス基準第 140 条の 16 に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の場合にあつては、指定居宅サービス基準第 121 条第 2 項又は第 4 項に規定する事業所であるかどうかの区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「単独型」又は「併設型・空床型」と、ユニット部分については「単独型ユニット型」又は「併設型・空床型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

② 「ユニットケア体制」については、26 号告示第 6 号に該当する場合に「対応可」と記載させること。

③ 「機能訓練指導体制」については、居宅サービス単位数表注 3 に該当する場合に「あり」と記載させること。

なお、複数の指定通所リハビリテーションの単位(指定居宅サービス基準第 111 条に規定する指定リハビリテーションの単位をいう。以下同じ。)を実施している場合に、実施する指定通所リハビリテーションの単位のうち、いずれか1つの指定通所リハビリテーションの単位に欠員が生じた場合は「職員の欠員による減算の状況」には、欠員該当職種を記載させること。例えば、2つの指定通所リハビリテーションの単位を実施している事業所にあつて、一方の指定通所リハビリテーションの単位では基準を満たしているが、もう一方の指定通所リハビリテーションの単位で介護職員に欠員がある場合は「介護職員」と記載させること。

## 8 福祉用具貸与

「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2 ②を準用されたい。

## 9 短期入所生活介護

① 「施設等の区分」については、指定短期入所生活介護事業所であつて指定居宅サービス基準第 140 条の 4 第 1 項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所でないもののうち、指定居宅サービス基準第 121 条第 2 項又は第 4 項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定短期入所生活介護事業所のうち、指定居宅サービス基準第 121 条第 2 項又は第 4 項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

なお、指定居宅サービス基準第 140 条の 16 に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の場合にあつては、指定居宅サービス基準第 121 条第 2 項又は第 4 項に規定する事業所であるかどうかの区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「単独型」又は「併設型・空床型」と、ユニット部分については「単独型ユニット型」又は「併設型・空床型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

② 「機能訓練指導体制」については、居宅サービス単位数表注 5 に該当する場合に「あり」と記載させること。

- ④ 「夜間勤務条件基準」については、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 29 号。以下「夜勤職員基準」という。)第 1 号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」を、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑤ 「送迎体制」については、実際に利用者に対して送迎が可能な場合に記載させること。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成 12 年厚生省告示第 27 号。以下「27 号告示」という。)第 3 号ロからホまでのいずれか該当するものを記載させること。なお、指定居宅サービス基準上は、看護職員又は介護職員は「看護職員」となっており、職種の区別がないので、「看護職員」としての員数が指定居宅サービス基準を満たさなくなった際の、直接の要因となった職種を記載させるものとする。
- ⑦ 「緊急受入体制」又は「夜間看護体制」については、(別紙 9)「緊急受入体制及び夜間看護体制に係る届出書」を添付させること。
- ⑧ 「栄養管理の評価」については、「栄養士」又は「管理栄養士」と記載させる場合は、27 号告示第 3 号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。なお、(別紙 11)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。
- ⑨ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②から④まで、⑥及び⑦については内容が重複するので、届出は不要とすること。
- ⑩ 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届けさせることとし、ユニット部分とユニット部分以外のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。
- 10 短期入所療養介護(介護老人保健施設型)
- ① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であつて指定居宅サービス基準第 155 条の 4 に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもの場合は「介護老人保健施設」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所生活介護事業所の場合は「ユニ

- ③ 「夜間勤務条件基準」については、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 29 号。以下「夜勤職員基準」という。)第 1 号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」を、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。
- ④ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6 ⑥を準用されたい。
- ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成 12 年厚生省告示第 27 号。以下「27 号告示」という。)第 3 号ロからホまでのいずれか該当するものを記載させること。なお、指定居宅サービス基準上は、看護職員又は介護職員は「看護職員」となっており、職種の区別がないので、「看護職員」としての員数が指定居宅サービス基準を満たさなくなった際の、直接の要因となった職種を記載させるものとする。
- ⑥ 「栄養管理の評価」については、(別紙 11)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。
- ⑦ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②、③、⑤及び⑥については内容が重複するので、届出は不要とすること。
- ⑧ 一部ユニット型指定短期入所生活事業所の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届けさせることとし、ユニット部分とユニット部分以外のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。
- 10 短期入所療養介護(介護老人保健施設型)
- ① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であつて指定居宅サービス基準第 155 条の 4 に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもの場合は「介護老人保健施設」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所生活介護事業所の場合は「ユニ

ット型介護老人保健施設」と記載させること。

なお、介護老人保健施設である指定居宅サービス基準第 155 条の 15 に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については「介護老人保健施設」と、ユニット部分については「ユニット型介護老人保健施設」と、それぞれ記載させること。

② 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ②を準用されたい。

③ 「リハビリテーション機能強化」については、居宅サービス単位数表注 4 に該当する場合に「あり」と記載させること。

④ 「認知症ケア加算」については、居宅サービス単位数表注 5 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑤ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第 2 号イに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と、それぞれ記載させること。

⑥ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ⑤を準用されたい。

⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 142 条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。

⑧ 「緊急受入体制」については、(別紙 9)「緊急受入体制及び夜間看護体制に係る届出書」を添付させること。

⑨ 「栄養管理の評価」については、「栄養士」又は「管理栄養士」と記載させる場合は、27 号告示第 4 号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。なお、(別紙 11)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。

⑩ 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、②から⑤まで、⑦及び⑧については内容が重複するので、届出は不要とすること。

#### 11 短期入所療養介護(病院療養型)

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第 155 条の 4 に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもの場合は「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有

ット型介護老人保健施設」と記載させること。

なお、介護老人保健施設である指定居宅サービス基準第 155 条の 15 に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については「介護老人保健施設」と、ユニット部分については「ユニット型介護老人保健施設」と、それぞれ記載させること。

② 「リハビリテーション機能強化」については、居宅サービス単位数表注 2 に該当する場合に「あり」と記載させること。

③ 「認知症専門棟」については、居宅サービス単位数表注 3 に該当する場合に「あり」と記載させること。

④ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第 2 号イに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と、それぞれ記載させること。

⑤ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6 ⑥を準用されたい。

⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 142 条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。

⑦ 「栄養管理の評価」については、(別紙 1 1)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。

⑧ 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、②から④、⑥及び⑦については内容が重複するので、届出は不要とすること。

#### 11 短期入所療養介護(病院療養型)

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第 155 条の 4 に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもの場合は「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有す

する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。

なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定居宅サービス基準第 155 条の 15 に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」と、それぞれ記載させること。

- ③ 「人員配置区分」については、26 号告示第 8 号ニ(1)から(3)のいずれか該当するものを記載させること。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ②を準用されたい。
- ⑤ 「療養環境基準」については、26 号告示第 11 号イに該当する場合は「減算型Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「減算型Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は「減算型Ⅲ」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。
- ⑥ 「医師の配置基準」については、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 49 条の規定が適用されている場合は「医療法施行規則第 49 条適用」と、適用されていない場合は「基準」と、それぞれ記載させること。
- ⑦ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第 2 号ロ(1)に該当する場合は「基準型」と、同号ロ(3)(一)に該当する場合は「加算型Ⅰ」と、同号ロ(3)(二)に該当する場合は「加算型Ⅱ」と、同号ロ(3)(三)に該当する場合は「加算型Ⅲ」と記載させ、前記のいずれにも該当しない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑧ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ⑤を準用されたい。
- ⑨ 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領により記載させること。

ア 医師の欠員については、医師の配置状況が指定居宅サービス基準の 6 割未満の場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置区分の低い配置区分(病院療養型の場合は「Ⅲ」)を選択し、「その他該当する体制等」欄の「医師」を選択する。ただし、以下に規定する地域に所在する事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出た場合は、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「医師」のみ選択する。なお、医師

る病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。

なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定居宅サービス基準第 155 条の 15 に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」と、それぞれ記載させること。

- ③ 「人員配置区分」については、26 号告示第 5 号ロ(1)から(3)のいずれか該当するものを記載させること。
- ④ 「療養環境基準」については、26 号告示第 7 号イに該当する場合は「減算型Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「減算型Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は「減算型Ⅲ」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。
- ⑤ 「医師の配置基準」については、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 49 条の規定が適用されている場合は「医療法施行規則第 49 条適用」と、適用されていない場合は「基準」と、それぞれ記載させること。
- ⑥ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第 2 号ロ(1)に該当する場合は「基準型」と、同号ロ(2)(一)に該当する場合は「加算型Ⅰ」と、同号ロ(2)(二)に該当する場合は「加算型Ⅱ」と、同号ロ(2)(三)に該当する場合は「加算型Ⅲ」と記載させ、前記のいずれにも該当しない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑦ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6 ⑥を準用されたい。
- ⑧ 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領により記載させること。

ア 医師の欠員については、医師の配置状況が指定居宅サービス基準の 6 割未満の場合について記載し、人員配置区分欄の最も右にある配置区分(病院療養型の場合は「Ⅲ」)を選択し、「その他該当する体制等」欄の「医師」を選択する。ただし、以下に規定する地域に所在する事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出た場合は、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「医師」のみ選択する。なお、医師に欠

に欠員がある場合であつて、かつ、以下に規定する地域に事業所が所在する場合であつても、看護職員又は介護職員に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置区分の低い配置区分を選択し、「医師」及び欠員該当職種を選択する。

～厚生労働大臣が定める地域～

人口5万人未満の市町村であつて次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 一 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
- 三 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 四 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域

イ 看護職員及び介護職員の欠員(看護師の員数の看護職員の必要数に対する割合が2割未満の場合を含む。)については、人員配置区分欄の最も配置区分の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」の該当職種を選択する。

⑩ 「特定診療費項目」については、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等(平成12年厚生省告示第31号。以下「特定診療費に係る施設基準等」という。)第5号に該当する場合は「重症皮膚潰瘍指導管理」と、第6号に該当する場合は「薬剤管理指導」とそれぞれ記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑪ 「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設基準第7号イに該当する場合は「理学療法Ⅰ」を、同号ロに該当する場合は「作業療法」を、同号ハに該当する場合は「理学療法Ⅱ」を、第8号に該当する場合は「言語聴覚療法」を、第10号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特定診療費単位数表に規定する特定診療費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診

員がある場合であつて、かつ、以下に規定する地域に事業所が所在する場合であつても、看護職員又は介護職員に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も右にある配置区分を選択し、「医師」及び欠員該当職種を選択する。

～厚生労働大臣が定める地域～

人口5万人未満の市町村であつて次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 一 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
- 三 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 四 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域

イ 看護職員及び介護職員の欠員(看護師の員数の看護職員の必要数に対する割合が2割未満の場合を含む。)については、人員配置区分欄の最も右にある配置区分を選択し、「その他該当する体制等」の該当職種を選択する。

⑨ 「特定診療費項目」については、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等(平成12年厚生省告示第31号。以下「特定診療費に係る施設基準等」という。)第5号に該当する場合は「重症皮膚潰瘍指導管理」と、第6号に該当する場合は「薬剤管理指導」とそれぞれ記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑩ 「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設基準第7号イに該当する場合は「総合リハビリテーション施設」を、同号ロに該当する場合は「理学療法Ⅱ」を、同号ハに該当する場合は「作業療法Ⅱ」を、同号ニに該当する場合は「理学療法Ⅲ」を、第8号に該当する場合であつて「特定診療費の算定に関する留意事項について」(平成15年老老発第0303001号)の施設基準11(1)に該当する場合は「言語聴覚療法Ⅰ」を、同11(2)に該当する場合は「言語聴覚療法Ⅱ」を、第9号に該当する場合は「精神科作

療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑫ 「緊急受入体制」については、(別紙 9)「緊急受入体制及び夜間看護体制に係る届出書」を添付させること。

⑬ 「栄養管理の評価」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設)と同様であるので、10 ⑨を準用されたい。

⑭ 「介護療養型医療施設」の「療養型」に係る届出をした場合は、③から⑦まで、⑨(介護支援専門員に係る届出を除く。)、及び⑩から⑬までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

## 12 短期入所療養介護(診療所療養型)

① 「施設等の区分」については、療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第 155 条の 4 に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもの場合は「診療所療養型」と記載させること。また、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型診療所療養型」と記載させること。

なお、療養病床を有する診療所である指定居宅サービス基準第 155 条の 15 に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「診療所療養型」と、ユニット部分については「ユニット型診療所療養型」と、それぞれ記載させること。

② 「人員配置区分」については、26 号告示第 8 号ト(1)又は(2)のいずれか該当するものを記載させること。

③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ②を準用されたい。

④ 「療養環境基準」については、26 号告示第 12 号イに該当する場合は「減算型Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「減算型Ⅱ」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ⑤を準用されたい。

⑥ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11 ⑩を準用されたい。

業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特定診療費単位数表に規定する特定診療費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑪ 「栄養管理の評価」については、(別紙 1 1)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。

⑫ 「介護療養型医療施設」の「療養型」に係る届出をした場合は、③から⑥、⑧(介護支援専門員に係る届出を除く。)、及び⑨から⑪については内容が重複するので、届出は不要とすること。

## 12 短期入所療養介護(診療所療養型)

① 「施設等の区分」については、療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第 155 条の 4 に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもの場合は「診療所療養型」と記載させること。また、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型診療所療養型」と記載させること。

なお、療養病床を有する診療所である指定居宅サービス基準第 155 条の 15 に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「診療所療養型」と、ユニット部分については「ユニット型診療所療養型」と、それぞれ記載させること。

② 「人員配置区分」については、26 号告示第 5 号ハ(1)又は(2)のいずれか該当するものを記載させること。

③ 「療養環境基準」については、26 号告示第 8 号イに該当する場合は「減算型Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「減算型Ⅱ」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

④ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6 ⑥を準用されたい。

⑤ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11 ⑧を準用されたい。

⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑩を準用されたい。

⑧ 「緊急受入体制」については、(別紙 9)「緊急受入体制及び夜間看護体制に係る届出書」を添付させること。

⑨ 「栄養管理の評価」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設）と同様であるので、10 ⑨を準用されたい。

⑩ 「介護療養型医療施設」の「診療所型」に係る届出をした場合は、②、④及び⑥から⑨までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

### 13 短期入所療養介護(認知症疾患型)

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第 155 条の 4 に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定居宅サービス基準第 155 条の 15 に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

③ 「人員配置区分」については、26 号告示第 8 号又(1)から(5)までのいずれか該当するものを記載させること。

④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ②を準用されたい。

⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ⑤を準用されたい。

⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑨を準用されたい。

⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設基準第 10 号に該当する場合は「精神科作業療法」と記載させること。また、これ以外に、特定診療費単位数表に規定する特定診療

⑥ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑨を準用されたい。

⑦ 「栄養管理の評価」については、(別紙 11)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。

⑧ 「介護療養型医療施設」の「診療所型」に係る届出をした場合は、②、③及び⑤から⑦については内容が重複するので、届出は不要とすること。

### 13 短期入所療養介護(認知症疾患型)

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて指定居宅サービス基準第 155 条の 4 に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定居宅サービス基準第 155 条の 15 に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

③ 「人員配置区分」については、26 号告示第 5 号ニ(1)から(3)のいずれか該当するものを記載させること。

④ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6 ⑥を準用されたい。

⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑦を準用されたい。

⑥ 「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設基準第 9 号に該当する場合は「精神科作業療法」と記載させること。また、これ以外に、特定診療費単位数表に規定する特定診療

療費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。

⑨ 「緊急受入体制」については、(別紙 9)「緊急受入体制及び夜間看護体制に係る届出書」を添付させること。

⑧ 「栄養管理の評価」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設)と同様であるので、10 ⑨を準用されたい。

⑩ 「介護療養型医療施設」の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、③、④及び⑥から⑨までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

#### 14 短期入所療養介護(基準適合診療所型)

① 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ⑤を準用されたい。

② 「栄養管理の評価」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設)と同様であるので、10 ⑨を準用されたい。

#### 15 特定施設入居者生活介護

① 「施設等の区分」については、有料老人ホームの場合は「有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と、高齢者専用賃貸住宅の場合は「高齢者専用賃貸住宅」と記載させること。

② 「人員配置区分」については、指定居宅サービス基準 192 条の 2に規定する事業所の場合は「外部サービス利用型」と、それ以外の事業所の場合は「一般型」と記載させること。

③ 「個別機能訓練体制」については、居宅サービス単位数表注 2に該当する場合に「あり」と記載させること。

④ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 175 条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当職

費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。

⑦ 「栄養管理の評価」については、(別紙 1 1)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。

⑧ 「介護療養型医療施設」の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、③及び⑤から⑦については内容が重複するので、届出は不要とすること。

#### 14 短期入所療養介護(基準適合診療所型)

① 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6 ⑥を準用されたい。

② 「栄養管理の評価」については、(別紙 1 1)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。

#### 15 認知症対応型共同生活介護

① 「夜間ケア」については、人員配置の状況に係る書類に加えて、(別紙 10)「夜間ケアの基準に係る届出書」を添付させること。なお、当該事業所が複数の共同生活住居を有している場合は、共同生活住居ごとに人員配置に係る書類を添付すること。

② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 157 条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか1つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護従業者」と記載させること。

#### 16 特定施設入所者生活介護

① 「機能訓練指導体制」については、居宅サービス単位数表注 2に該当する場合に「あり」と記載させること。

② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 175 条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当職

種を記載させること。

- ⑤ 「夜間看護体制」については、(別紙 9)「緊急受入体制及び夜間看護体制に係る届出書」を添付させること。

#### 16 居宅介護支援

- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2 ②を準用されたい。
- ② 「特定事業所加算」については、25 号告示第 19 号に該当する事業所の場合に「あり」と記載させること。なお、(別紙 10 - 2)「特定事業所加算に係る届出書 (居宅介護支援事業所)」を添付させること。

#### 17 介護老人福祉施設

- ① 「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第 38 条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設でないもののうち、26 号告示第 27 号イに該当する場合は「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護老人福祉施設のうち、26 号告示第 27 号ハに該当する場合は「ユニット型介護福祉施設」と、同号ニに該当する場合は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

なお、指定介護老人福祉施設基準第 50 条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設の場合にあつては、入所定員の区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「介護福祉施設」又は「小規模介護福祉施設」と、ユニット部分については「ユニット型介護福祉施設」又は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

- ② 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ②を準用されたい。
- ③ 「重度化対応体制」については、26 号告示第 30 号に該当する場合に「対応可」と記載させること。なお、(別紙 9 - 2)「重度化対応体制に係る届出書」を添付させること。
- ④ 「準ユニットケア体制」については、26 号告示第 31 号に該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ⑤ 「個別機能訓練体制」については、施設サービス単位数表注 7

種を記載させること。

#### 17 居宅介護支援

- 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2 ②を準用されたい。

#### 18 介護老人福祉施設

- ① 「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第 38 条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設でないもののうち、26 号告示第 9 号イに該当する場合は「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護老人福祉施設のうち、26 号告示第 9 号ホに該当する場合は「ユニット型介護福祉施設」と、同号ヘに該当する場合は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

なお、指定介護老人福祉施設基準第 50 条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設の場合にあつては、入所定員の区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「介護福祉施設」又は「小規模介護福祉施設」と、ユニット部分については「ユニット型介護福祉施設」又は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

- ② 「機能訓練指導体制」については、施設サービス単位数表注 5 に

に該当する場合に「あり」と記載させること。

- ⑥ 「常勤専従医師配置」については、施設サービス単位数表注 8 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「精神科医師定期的療養指導」については、施設サービス単位数表注 9 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑧ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第 5 号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑨ 「障害者生活支援体制」については、施設サービス単位数表注 10 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑩ 「職員の欠員による減算の状況」については、27 号告示第 11 号ロ又はハのいずれか該当するものを記載させること。
- ⑪ 「栄養管理の評価」については、「栄養士」、「管理栄養士」又は「栄養ケア・マネジメント体制」と記載させる場合は、27 号告示第 11 号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。なお、(別紙 11)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。
- ⑫ 「身体拘束廃止取組の有無」については、25 号告示第 20 号に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑬ 「看取り介護体制」については、施設サービス単位数表ヌに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑭ 「在宅・入所相互利用体制」については、施設サービス単位数表ヲに該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ⑮ 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届出させることとし、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。

## 18 介護老人保健施設

- ① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設であつて「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 40 号。以下「介護老人保健施設基準」という。)第 39 条に規定するユニット型介護老人保健施設でないもののうち、26 号告示第 33 号イ (1) に該当する場合は「介護保健施設」と、同号ロ (1) に該当する場合は「小規模介護保健施設」とそれ

該当する場合に「あり」と記載させること。

- ③ 「常勤専従医師配置」については、施設サービス単位数表注 6 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「精神科医師定期的療養指導」については、施設サービス単位数表注 7 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑤ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第 1 号ロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑥ 「障害者生活支援体制」については、施設サービス単位数表注 8 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、27 号告示第 7 号ロ又はハのいずれか該当するものを記載させること。
- ⑧ 「栄養管理の評価」については、(別紙 1 1)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。

- ⑨ 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届出させることとし、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。

## 19 介護老人保健施設

- ① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設であつて「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 40 号。以下「介護老人保健施設基準」という。)第 39 条に規定するユニット型介護老人保健施設でないもの場合は「介護老人保健施設」と記載させること。また、ユニット型介護老人保健施設の場合は「ユニット型介護老人保健施設」と記載させ

ぞれ記載させること。また、ユニット型介護老人保健施設のうち、26号告示第 33 号イ (2) に該当する場合は「ユニット型介護保健施設」と、同号ロ (2) に該当する場合は「ユニット型小規模介護保健施設」とそれぞれ記載させること。

なお、介護老人保健施設基準第 51 条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「介護保健施設」と、ユニット部分については「ユニット型介護保健施設」と、それぞれ記載させること。

- ② 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ②を準用されたい。
- ③ 「認知症ケア加算」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10 ④を準用されたい。
- ④ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10 ⑤を準用されたい。
- ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号)に規定する員数を配置していない場合に記載させること。
- ⑥ 「栄養管理の評価」については、「栄養士」、「管理栄養士」又は「栄養ケア・マネジメント体制」と記載させる場合は、27 号告示第 12 号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。なお、(別紙 11)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。
- ⑦ 「身体拘束廃止取組の有無」については、25 号告示第 21 号に該当する場合に「あり」と記載させること。

#### 19 介護療養型医療施設(病院療養型)

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設であつて「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)」第 37 条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「病院療養型」と

ること。

なお、介護老人保健施設基準第 51 条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「介護老人保健施設」と、ユニット部分については「ユニット型介護老人保健施設」と、それぞれ記載させること。

② 「リハビリテーション機能強化」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10 ②を準用されたい。

- ③ 「認知症専門棟」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10 ③を準用されたい。
- ④ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10 ④を準用されたい。
- ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号)に規定する員数を配置していない場合に記載させること。
- ⑥ 「栄養管理の評価」については、(別紙 11)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。

#### 20 介護療養型医療施設(療養型)

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設であつて「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)」第 37 条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「療養型」と記載

記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。

なお、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第 51 条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」と、それぞれ記載させること。

- ③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11 ③を準用されたいこと。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ②を準用されたい。
- ⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11 ⑤を準用されたい。
- ⑥ 「医師の配置基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11 ⑥を準用されたい。
- ⑦ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11 ⑦を準用されたい。
- ⑧ 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11 ⑨を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「介護支援専門員」のみ選択させること。
- ⑨ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11 ⑩を準用されたい。
- ⑩ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11 ⑪を準用されたい。
- ⑪ 「栄養管理の評価」については、「栄養士」、「管理栄養士」又は「栄養ケア・マネジメント体制」と記載させる場合は、27 号告示第 13 号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。なお、(別紙 11)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。
- ⑫ 「身体拘束廃止取組の有無」については、25 号告示第 23 号に該当する場合に「あり」と記載させること。

## 20 介護療養型医療施設(診療所型)

させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型療養型」と記載させること。

なお、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第 51 条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「療養型」と、ユニット部分については「ユニット型療養型」と、それぞれ記載させること。

- ③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11 ②を準用されたいこと。
- ④ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11 ③を準用されたい。
- ⑤ 「医師の配置基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11 ④を準用されたい。
- ⑥ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11 ⑤を準用されたい。
- ⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11 ⑦を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「介護支援専門員」のみ選択させること。
- ⑧ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11 ⑧を準用されたい。
- ⑨ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11 ⑨を準用されたい。
- ⑩ 「栄養管理の評価」については、(別紙 1 1)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。

## 21 介護療養型医療施設(診療所型)

① 「施設等の区分」については、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設であって「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第 37 条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「診療所型」と記載させること。また、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。

なお、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設基準第 51 条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「診療所型」と、ユニット部分については「ユニット型診療所型」と、それぞれ記載させること。

② 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12 ②を準用されたい。

③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ②を準用されたい。

④ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12 ④を準用されたい。

⑤ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑩を準用されたい。

⑥ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑪を準用されたい。

⑦ 「栄養管理の評価」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、19 ⑩を準用されたい。

⑧ 「身体拘束廃止取組の有無」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、19 ⑫を準用されたい。

## 21 介護療養型医療施設（認知症疾患型）

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設であって「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第 37 条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「認

① 「施設等の区分」については、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設であって「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第 37 条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「診療所型」と記載させること。また、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。

なお、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設基準第 51 条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「診療所型」と、ユニット部分については「ユニット型診療所型」と、それぞれ記載させること。

② 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12 ①を準用されたい。

③ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12 ②を準用されたい。

④ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑧を準用されたい。

⑤ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑨を準用されたい。

⑥ 「栄養管理の評価」については、（別紙 1 1）「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。

## 22 介護療養型医療施設（認知症疾患型）

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設であって「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第 37 条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「認

知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患病棟を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第 51 条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

- ③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、13 ③を準用されたい。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ②を準用されたい。
- ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑨を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、19 ⑧を準用されたい。
- ⑥ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、13 ⑦を準用されたい。
- ⑦ 「栄養管理の評価」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、19 ⑩を準用されたい。
- ⑧ 「身体拘束廃止取組の有無」については、介護療養型施設（病院療養型）と同様であるので、19 ⑫を準用されたい。

## 22 介護予防訪問介護

「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2 ②を準用されたい。

## 23 介護予防訪問入浴介護

「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2 ②を準用されたい。

## 23 介護予防訪問看護

- ① 「施設等の区分」については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第 63 条第 1 項第 1 号に規定する事業所の場合は「訪問介護ステーション」

知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患病棟を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第 51 条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑦を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、介護療養型医療施設（療養型）と同様であるので、20 ⑥を準用されたい。
- ④ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、13 ⑤を準用されたい。
- ⑤ 「栄養管理の評価」については、（別紙 1 1）「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること

を、第 2 号に規定する事業所の場合は「病院又は診療所」と記載させること。

② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2 ②を準用されたい。

③ 「緊急時介護予防訪問看護加算」及び「特別管理体制」については、(別紙 8)「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。

④ 一体的に運営されている「訪問看護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

#### 24 介護予防訪問リハビリテーション

「施設等の区分」については、訪問リハビリテーションと同様であるので、5 を準用されたい。

#### 25 介護予防通所介護

① 「運動機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ハに該当する場合に「あり」と記載させること。

② 「栄養改善体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ニに該当する場合に「あり」と記載させること。

③ 「口腔機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ホに該当する場合に「あり」と記載させること。

④ 「事業所評価加算〔申出〕の有無」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ヘに規定する加算について、介護予防通所介護事業所が算定の評価対象となるための申出を行う場合には「あり」に記載させること。

⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定介護予防サービス基準第 97 条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。

なお、職員の欠員とは、指定介護予防通所介護の単位ごとの1月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。

⑥ 一体的に運営されている「通所介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

#### 26 介護予防通所リハビリテーション

① 「運動機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ロに該当する場合に「あり」と記載させること。

② 「栄養改善体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ハに該当する場合に「あり」と記載させること。

③ 「口腔機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ニに該当する場合に「あり」と記載させること。

④ 「事業所評価加算〔申出〕の有無」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ホに規定する加算について、介護予防通所リハビリテーション事業所が算定の評価対象となるための申出を行う場合には「あり」に記載させること。

⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定介護予防サービス基準第 117 条に規定する員数を配置していない場合に、その該当する職種を記載させること。

なお、職員の欠員とは、指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごと 1 月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。

⑥ 一体的に運営がされている「通所リハビリテーション」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

## 27 介護予防福祉用具貸与

「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2 ②を準用されたい。

## 28 介護予防短期入所生活介護

① 「施設等の区分」については、指定介護予防短期入所生活介護事業所であって指定介護予防サービス基準第 153 条第 1 項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所でないものうち、指定介護予防サービス基準第 129 条第 2 項又は第 4 項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所のうち、指定介護予防サービス基準第 129 条第 2 項又は第 4 項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

なお、指定介護予防サービス基準第 167 条第 1 項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の場合にあつては、指定介護予防サービス基準第 129 条第 2 項又は第 4 項に規定する事業所であるかどうかの区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「単独型」又は「併設型・空床型」と、ユニット部分については

「単独型ユニット型」又は「併設型・空床型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

② 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。

③ 「機能訓練指導体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表注3に該当する場合に「あり」と記載させること。

④ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第8号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」を、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。

⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑤を準用されたい。

⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、27号告示第16号ロからホまでのいずれか該当するものを記載させること。なお、指定介護予防サービス基準上は、看護職員又は介護職員は「看護職員」となっており、職種の区別がないので、「看護職員」としての員数が指定介護予防サービス基準を満たさなくなった際の、直接の要因となった職種を記載させるものとする。

⑦ 「栄養管理の評価」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑧を準用されたい。

⑧ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②から④まで、⑥及び⑦については内容が重複するので、届出は不要とすること。

⑨ 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活事業所の場合にあっては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届けさせることとし、ユニット部分とユニット部分以外のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。

⑩ 一体的に運営がされている「短期入所生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

## 29 介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設型)

① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第205条第1項第1号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもの場合は「介護老人保健施設」と記載させ

ること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の場合は「ユニット型介護老人保健施設」と記載させること。

なお、介護老人保健施設である指定介護予防サービス基準第 218 条第 1 項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「介護老人保健施設」と、ユニット部分については「ユニット型介護老人保健施設」と、それぞれ記載させること。

- ② 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ②を準用されたい。
- ③ 「リハビリテーション機能強化」については、介護予防サービス介護給付費単位数表注 3 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第 9 号イに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と、それぞれ記載させること。
- ⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ⑤を準用されたい。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 145 条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。
- ⑦ 「栄養管理の評価」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10 ⑨を準用されたい。
- ⑧ 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、②から⑤まで、⑦及び⑧については内容が重複するので、届出は不要とすること。
- ⑨ 一体的に運営がされている「短期入所療養介護（介護老人保健施設型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

### 30 介護予防短期入所療養介護(病院療養型)

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて指定介護予防サービス基準第 205 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもの場合は「病院療養型」

と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。

なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定介護予防サービス基準第 218 条第 1 項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」と、それぞれ記載させること。

- ③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ③を準用されたい。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ②を準用されたい。
- ⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑤を準用されたい。
- ⑥ 「医師の配置基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑥を準用されたい。
- ⑦ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑦を準用されたい。
- ⑧ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ⑤を準用されたい。
- ⑨ 「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑨を準用されたい。
- ⑩ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑩を準用されたい。
- ⑪ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑪を準用されたい。
- ⑫ 「栄養管理の評価」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑬を準用されたい。
- ⑬ 「介護療養型医療施設」の「病院療養型」に係る届出をした場合は、③から⑦、⑨（介護支援専門員に係る届出を除く。）、及び⑩から⑬については内容が重複するので、届出は不要とすること。
- ⑭ 一体的に運営がされている「短期入所療養介護（病院療養型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

31 介護予防短期入所療養介護（診療所療養型）

① 「施設等の区分」については、療養病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第 205 条第 1 項第 4 号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもの場合は「診療所療養型」と記載させること。また、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型診療所療養型」と記載させること。

なお、療養病床を有する診療所である指定介護予防サービス基準第 218 条第 1 項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「診療所療養型」と、ユニット部分については「ユニット型診療所療養型」と、それぞれ記載させること。

② 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12 ②を準用されたい。

③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ②を準用されたい。

④ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12 ④を準用されたい。

⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ⑤を準用されたい。

⑥ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑩を準用されたい。

⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑪を準用されたい。

⑧ 「栄養管理の評価」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12 ⑨を準用されたい。

⑨ 「介護療養型医療施設」の「診療所療養型」に係る届出をした場合は、②、④及び⑥から⑧までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

⑩ 一体的に運営がされている「短期入所療養介護（診療所療養型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

## 32 介護予防短期入所療養介護（認知症疾患型）

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第 205 条第 5 項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防サービス基準第 218 条第 1 項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、13 ③を準用されたい。

④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ②を準用されたい。

⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ⑤を準用されたい。

⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑨を準用されたい。

⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、13 ⑦を準用されたい。

⑧ 「栄養管理の評価」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、13 ⑨を準用されたい。

⑨ 「介護療養型医療施設」の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、③、④及び⑥から⑧までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

⑩ 一体的に運営がされている「短期入所療養介護（認知症疾患型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

### 33 介護予防短期入所療養介護（基準適合診療所型）

① 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ⑤を準用されたい。

② 「栄養管理の評価」については、短期入所療養介護（基準適合診療所型）と同様であるので、14 ②を準用されたい。

③ 一体的に運営がされている「短期入所療養介護（基準適合診療所型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

#### 34 介護予防特定施設入居者生活介護

① 「施設等の区分」については、有料老人ホームの場合は「有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と、高齢者専用賃貸住宅の場合は「高齢者専用賃貸住宅」と記載させること。

② 「人員配置区分」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、15 ②を準用されたい。

③ 「個別機能訓練体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、15 ③を準用されたい。

④ 「職員の欠員による減算の状況」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、15 ④を準用されたい。

⑤ 一体的に運営がされている「特定施設入居者生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容が重複する別紙等の添付は不要とすること。

#### 35 夜間対応型訪問介護

「施設等の区分」については、26 号告示第 16 号イに該当する場合は「Ⅰ型」と、同号ロに該当する場合は「Ⅱ型」と記載させること。

#### 36 認知症対応型通所介護

① 「施設等の区分」については、26 号告示第 17 号イに該当する場合は「単独型」、同号ロに該当する場合は「併設型」と、同号ハに該当する場合は「グループホーム等活用品」と記載させること。

② 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、6 ③を準用されたい。

③ 「個別機能訓練体制」については、事業所が同一の日の異なる時間帯に 2 以上の単位（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第 42 条に規定する指定認知症対応型通所介護の単位をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、配置の状況を指定認知症対応型通所介護の単位ごとに記載するのではなく、事業所としての配置状況を記載させること。例えば、2つの指定認知症対応型通所介護の単位を実施している事業所にあ

って、一方の指定認知症対応型通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置し、もう一方の指定認知症対応型通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置していない場合については、「あり」と記載させること。

④ 「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、6 ④を準用されたい。

⑤ 「栄養マネジメント」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注 6 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑥ 「口腔機能向上体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注 7 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、単独型・併設型においては、指定地域密着型サービス基準第 42 条、グループホーム等活用型においては、第 45 条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。

なお、職員の欠員とは、指定認知症対応型通所介護の単位数ごとの1月当たり職員数が当該基準を満たさない場合をいう。

### 37 小規模多機能型居宅介護

「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第 63 条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。

### 38 認知症対応型共同生活介護

① 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第 3 号を満たして居る場合には「基準型」を、基準を満たしていない場合には「減算型」と記載させること。

② 「医療連携体制」については、26 号告示第 19 号に該当する場合は「対応可」と記載させること。

③ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第 90 条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか1つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護職員」と記載させること。

### 39 認知症対応型共同生活介護（短期利用型）

① 認知症対応型共同生活介護（短期利用型）については、26 号告示第 18 号口に該当する場合に記載させること。

② 「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護と

同様であるため、38 ①を準用されたい。

③ 「医療連携体制」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、38 ②を準用されたい。

④ 「職員の欠員による減算の状況」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、38 ③を準用されたい。

⑤ 一体的に運営がされている「認知症対応型共同生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

#### 40 地域密着型特定施設入居者生活介護

① 「施設等の区分」については、有料老人ホームの場合は「有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と、高齢者専用賃貸住宅の場合は「高齢者専用賃貸住宅」と記載させること。

② 「個別機能訓練体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注 2 に該当する場合に「あり」と記載させること。

③ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第 110 条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当職種を記載させること。

④ 「夜間看護体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、15 ⑤を準用されたい。

#### 41 地域密着型介護老人福祉施設

① 「施設等の区分」については、指定地域密着型介護老人福祉施設であって指定地域密着型サービス基準第 160 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設でないもののうち、第 131 条第 1 項第 4 号に規定するサテライト型居住施設に該当しない場合は「地域密着型介護福祉施設」と、サテライト型居住施設に該当する場合は「サテライト介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設のうち、サテライト型居住施設に該当しない場合は「ユニット型地域密着型介護福祉施設」と、サテライト型居住施設に該当する場合には「ユニット型サテライト型地域密着型介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

② 「人員配置区分」については、26 告示第 21 号ロ又はハに該当する場合には「経過的施設」と、それ以外の場合は「経過的施設以外」と記載させること。

- ③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ④ 「重度化対応体制」については、26号告示第24号に該当する場合に「対応可」と記載させること。なお、(別紙9-2)「重度化対応体制に係る届出書」を添付させること。
- ⑤ 「準ユニットケア加算」については、26号告示第25号に該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ⑥ 「個別機能訓練体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注7に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「常勤専従医師配置」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注8に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑧ 「精神科医師定期的療養指導」については、地域密着型サービス単位数表注9に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑨ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第4号イ、ロ又はハに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑩ 「障害者生活支援体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注10に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑪ 「職員の欠員による減算の状況」については、27号告示第10号ロ又はハのいずれか該当するものを記載させること。
- ⑫ 「栄養管理の評価」については、「栄養士」又は「管理栄養士」と記載させる場合は、27号告示第10号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。なお、(別紙11)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。
- ⑬ 「身体拘束廃止取組の有無」については、25号告示第11号に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑭ 「看取り介護体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表フに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑮ 「在宅・入所相互利用体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表カに該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ⑯ 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届出させることとし、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。

⑦ 「小規模拠点集合体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表ヨに該当する場合に「あり」と記載させること。

#### 42 介護予防認知症対応型通所介護

① 「施設等の区分」については、認知症対応型通所介護と同様であるため、36 ①を準用されたい。

② 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるため、6 ③を準用されたい。

③ 「個別機能訓練体制」については、認知症対応型通所介護と同様であるため、36 ④を準用されたい。

④ 「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、6 ④を準用されたい。

⑤ 「栄養改善体制」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注 6 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑥ 「口腔機能向上体制」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注 7 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、単独型・併設型においては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第 5 条、グループホーム活用型については、第 8 条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。

なお、職員の欠員とは、指定認知症対応型通所介護の単位数ごとの 1 月当たり職員数が当該基準を満たさない場合をいう。

⑦ 認知症対応型通所介護に係る届出の別紙等が添付されている場合に、介護予防認知症対応型通所介護に係る届出の別紙等の添付は不要とすること。

#### 43 介護予防小規模多機能型居宅介護

① 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。

② 一体的に運営がされている「小規模多機能居宅介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

44 介護予防認知症対応型共同生活介護

① 「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、38 ①を準用されたい。

② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型介護予防サービス基準第 70 条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか1つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護職員」と記載させること。

45 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）

① 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるので、39 ①を準用されたい。

② 「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるため、39 ②を準用されたい。

③ 「職員の欠員による減算の状況」については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるため、39 ④を準用されたい。

④ 一体的に運営がされている「認知症対応型共同生活介護（短期利用型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

(様式)

- 別紙 1 (内容変更有)
- 別紙 1 - 2 (新)
- 別紙 1 - 3 (新)
- 別紙 2 (内容変更有)
- 別紙 3 (内容変更有)
- 別紙 3 - 2 (新)
- 別紙 4 (内容変更有)
- 別紙 5 (内容変更有)
- 別紙 5 - 2 (新)
- 別紙 6 (内容変更無)
- 別紙 7 (内容変更無)
- 別紙 8 (内容変更有)
- 別紙 9 (内容変更有) ※ 1
- 別紙 9 - 2 (新)

(様式)

- 別紙 1
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 別紙 2
- 別紙 3
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 別紙 4
- 別紙 5
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 別紙 6
- 別紙 7
- 別紙 8
- 別紙 9

別紙 10 (内容変更有) ※ 2

別紙 10 - 2 (新)

別紙 11 (内容変更有)

※ 1 「個別リハビリテーション届出書」を「緊急受入体制及び夜間  
看護体制に係る届出書」に全面変更

※ 2 「夜間ケアの基準に係る届出書」を「特定事業所加算に係る届  
出書 (訪問介護)」に全面変更

別紙 10

別紙 11